

第7回 沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和2年4月28日（火）15時30分～

場所 特別応接室

次 第

1 本部長あいさつ

2 議 事

(1) 学校再開の延期について（資料1）

(2) 市施設等の休館等について（資料2）

3 その他

令和 2 年 4 月 28 日

学校再開の延期について

沼津市教育委員会

**1 市立幼小中高校（園）の休業延長期間（※感染状況により延長の場合あり）
5月7日（木）～5月20日（水）14日間**

ただし、小中高においては、時差通学や学年別等の分散登校等により、登校日を設定することがある。

5月21日（木）に予定する入学式・始業式の実施方法については、今後の感染状況を踏まえ検討する。

2 学校再開延期における対応**(1) 学習課題プリントの作成等（新しい教科書の5月に行う学習内容）**

5月分からの課題プリントは市内共通とし、各学校のホームページに掲載するとともに、必要に応じ印刷して配付する。

(2) 課題等の配付方法（「図書カード」も同時配付） 5月8日（金）以降を予定

ア これまでに配付した課題の回収と併せ、分散・ドライブスルー方式等により保護者に来校を依頼

イ 来校できない場合は、教職員が各家庭へ届け、併せて回収する

ウ 感染状況により郵送も検討

3 放課後児童クラブ（一時預かり教室）の継続

子供の居場所確保が困難な家庭への対応として、教職員等が空き教室、図書室、体育館等を使用し対応する。

(1) 開設日時：5月11日（月）から休業期間中 午前8時～12時（平日のみ）

※午後については、これまで通り放課後児童クラブの開所を予定。

(2) 利用条件

臨時休業中の放課後児童クラブ（一時預かり教室）については、保護者への聴き取りを通じて、次に該当するものと判断できる場合は、利用を認めるものとします。

ア いずれの保護者が医療従事者である場合

イ 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合

ウ ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合

エ 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合

オ その他利用が必要と校長が認めた場合

(3) 受け入れできない場合

ア 保護者、家族はもとより、保護者が勤務する会社等の関係者がPCR検査を受けた場合

イ 毎朝の健康観察と検温により、風邪の症状が見られる場合

新型コロナウイルス感染症に伴う市施設等の休館等について

令和 2 年 4 月 28 日

沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため、市施設等の休館等の期間については、5月6日（水・祝）までとしている。

今後の取扱いについては、緊急事態宣言の緊急事態措置を実施すべき期間が延長された場合、感染の広がり等を勘案し、その延長された日まで休館等とする。

また、緊急事態宣言が解除された場合、国や県、近隣市町の状況を見ながら、準備が整い次第、段階的に休館等を解除する。